

## 鳥取県教育委員会告示第9号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定を解除するので、同条第3項において準用する同条例第5条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成20年4月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

天然記念物の部

種別	名 称	員数	所 有 者	所 在 地
植物	渡町西東のゴヨウマツ	1株	渡部立身	境港市渡町862